

## 三上家文書目録解題

三上家は近世高田城下の関町（現南本町2）で、酒造業中心に営んだ裕福な町人層の家である。

上越市立高田図書館に寄贈された本史料群は、近世から近代にかけての4,000点余に及んでいる。

高田城下町と町人についての史料は必ずしも潤沢ではなく、本史料群は「森家文書」「西沢家文書」とともに貴重なものである。

三上家は酒造（製造・販売）を主業とし、醤油や蠟燭の製造・販売も行っていった。多くの富裕町人がそうであるように、この資力で村部の田地を取得して地主経営を行い、庶民金融にも携わっていた。この生業面から、本史料群の内容面の特色として、酒造業、地主経営、町人生活、近代文書の四つに大別できる。

### 1. 酒造業に関すること

高田藩では、城下及び今町の酒造業を株札による統制で保護するとともに、冥加金等での収入策とした。榊原家時代は20株前後であり、これらの酒造業者は酒仲間を結成して村方の酒造（在酒）業者と対抗し、販売価格の維持等に努めた。「酒屋年番手控」や「酒株高帳」等から酒株や冥加金等の推移がわかるほか、酒造減石への対応や在酒との出入り、売り子などの史料も散見される。

### 2. 地主経営に関すること

三上家は主に高田町の南部の農村に小作地を所有していた。質地の積み上げによるものと推定される。質地関係や懸持地の貢納、諸懸りの史料が多く、頼母子講関係も見られる。

### 3. 町人生活に関すること

町人の日常生活について具体的な史料を見出せる。「呉服物御通」からは裕福な町人の衣料の様子が分かる。出入りの諸職人、購入した生活用品、葬祭や交際、家具什器、家の相続問題、家族の親しんだ文化面等、体系的ではないが多様な史料が含まれている。

### 4. 近代文書

所有する小作地の関係から、昭和初期の和田村小作争議関係のほか、当主が参加した明治期の諸団体に関する資料が見られる。

例外として、天正及び寛政期ほかの新井（荒井）宿定書（内1点は写）があり、共に軸装である。これは、荒井和田家と婚姻関係があったため、三上家文書に含まれてともに高田図書館へ寄贈された。

仲間取極一札

一酒造方と酒販の月々の格差を全上  
右取事

一酒造方と酒販の月々の格差を全上

一酒造方と酒販の月々の格差を全上

一酒造方と酒販の月々の格差を全上

一酒造方と酒販の月々の格差を全上

一酒造方と酒販の月々の格差を全上

一酒造方と酒販の月々の格差を全上

一酒造方と酒販の月々の格差を全上

一酒造方と酒販の月々の格差を全上

一酒造方と酒販の月々の格差を全上

一酒造方と酒販の月々の格差を全上

一酒造方と酒販の月々の格差を全上

一酒造方と酒販の月々の格差を全上

一酒造方と酒販の月々の格差を全上

一酒造方と酒販の月々の格差を全上

一酒造方と酒販の月々の格差を全上

一酒造方と酒販の月々の格差を全上

一酒造方と酒販の月々の格差を全上

一酒造方と酒販の月々の格差を全上

一酒造方と酒販の月々の格差を全上

一酒造方と酒販の月々の格差を全上

一酒造方と酒販の月々の格差を全上

一酒造方と酒販の月々の格差を全上

「仲間取極一札」三上や伊右衛門外（文化14年1月）  
酒の値段の取り決めについて